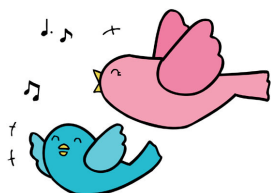


第1編

本編



第1章 なぜ、このプランが必要なのか

1 策定の背景

(1) 社会経済情勢の変化

少子・高齢化や情報化・国際化の進展、環境問題の深刻化、長引く経済の低迷など、社会環境が大きく変化していく中で、山口市は、多くの社会的な課題や地域課題に直面しています。また、国・地方ともに厳しい財政運営を求められています。

しかし、右肩上がりの高度経済成長期のように、行政や事業者を中心とする社会システムでは、これら課題のすべてに対応していくことが難しくなっています。

(2) 市民ニーズの多様化・高度化

成熟化社会を迎え、市民のライフスタイル（生活様式）や価値観の変化に伴い、物質的な豊かさから精神的な豊かさが求められるようになり、これまでのような行政による公平・画一的な公共サービスの提供だけでは、十分に市民のニーズ（要望）に対応できなくなってきました。

また、核家族化などにより以前は家族で完結していたような子育てや介護がその中で完結できず、行政に委ねられ、行政需要も拡大してきました。



(3) 地方分権の進展

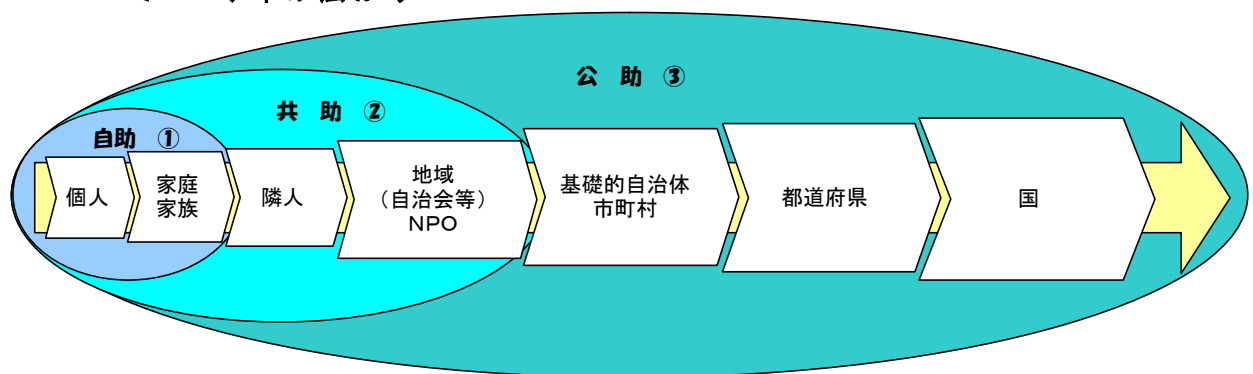
平成 12 年に地方分権一括法が施行され、国と地方公共団体は、主従の関係から対等な関係になりました。この地方分権の推進は、明治維新、戦後の改革に次ぐ第三の改革とも言われています。地方自治体は、自らの責任と判断で地域・市民のニーズに主体的に対応していかなければなりません。

地方自治の本質は、地域のことは地域で考え、自ら解決し、それに対して自らが責任を持つことです（自己決定、自己責任）。市民自身が主体的に対応し、市民だけでは対応しきれないものは地域や基礎自治体である市町村に、またより広域的な問題は県、さらに国というように、今までとは逆の発想が求められています。（補完性の原理）

補完性の原理とは

個人（家庭）が自立した生活を送ることを基本として、援助が必要な身近な課題は、地縁や社会的な使命を持った市民活動が支え、これらの活動では解決の難しい課題や非効率なものについては行政が担うという自治における基本的な考え方で、ひとこと言えば問題はより身近なところで解決されなければならないとする考え方をいうものです。

コミュニティの広がり



- ① 個人や家庭（家族）でできることは、個人や家庭で解決する（自助）。
- ② 個人や家庭で解決できないときは、地域あるいは市民活動団体（NPO）などがサポートする（共助）。
- ③ ①や②で、どうしても解決できない問題について、はじめて政府（自治体、国）が問題解決に乗り出す（公助）。

(4) 新しい公共空間の形成

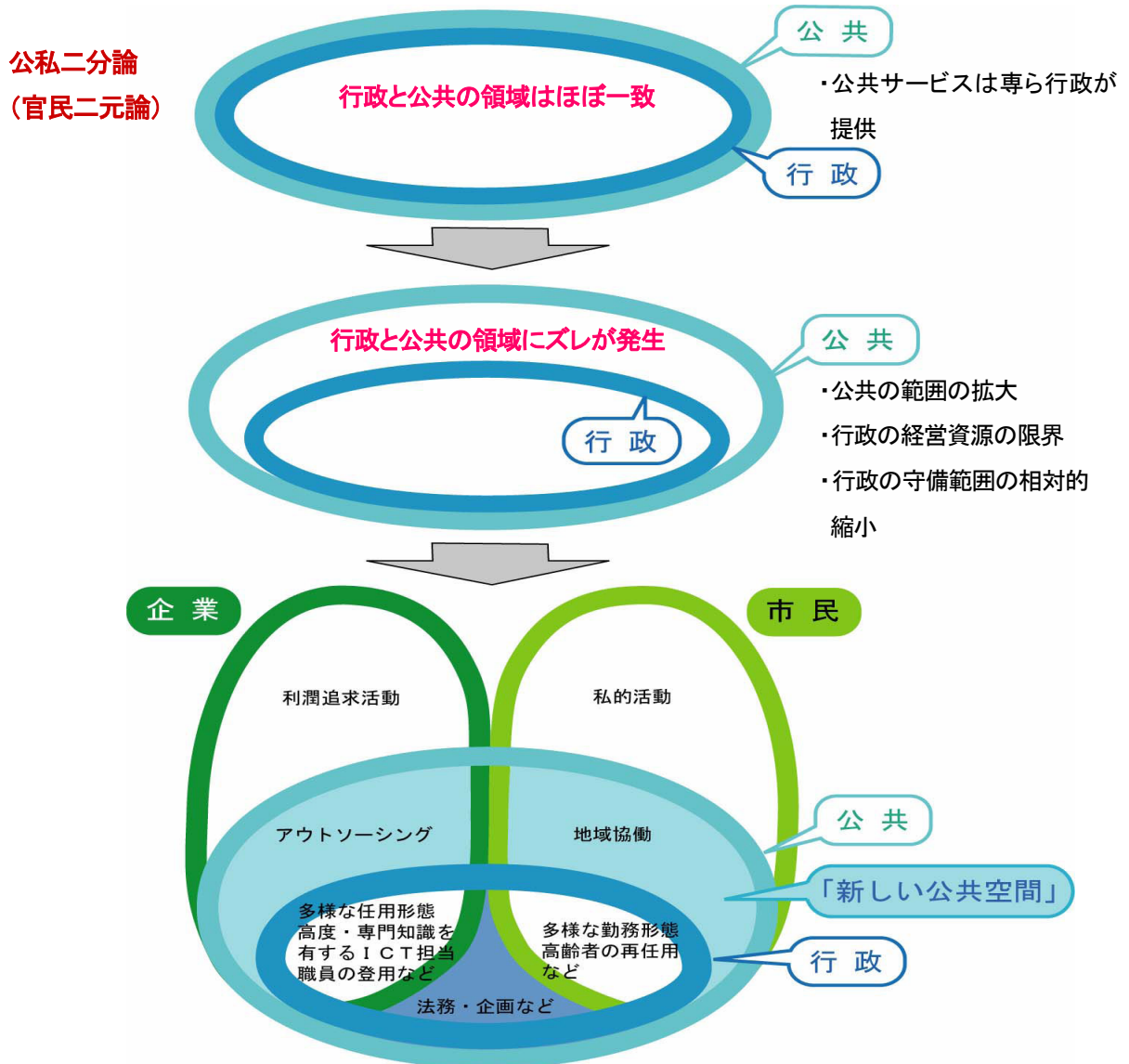
従来は、「公共サービスはもっぱら行政により提供されるもの（公共＝行政）」という考え方が主流でした。核家族化の進展などによって、以前は地域や家庭で完結していた子育てや介護などの問題の解決が行政に委ねられたことで、「公共」の領域は拡大し続けてきました。

しかし、限られた財源の中で、公平・画一的な行政サービスで多様な市民ニーズに対応できる領域が相対的に縮小してきており、拡大する「公共」の領域と行政が提供できるサービスの領域にズレが生じてきています。このズレが「新しい公共空間」の領域です。

この「新しい公共空間」の担い手として、自治会をはじめとする地域コミュニティや、NPO（※）やボランティア団体などの市民活動団体、事業者等の様々なまちづくりの主体が期待されています。

※ NPO…Non（非）-Profit（利益）-Organization（組織）の略で、営利を目的としないで、社会的使命（ミッション）の実現を目的とする民間組織のことで、「民間非営利組織」と呼ばれています。

「新しい公共空間」の形成イメージ



「分権型社会における自治体経営の刷新戦略（分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会 平成17年3月）」を一部加工

(5) 参加意識の高まりと新しい公共空間の担い手の出現（市民の活動の活発化）

社会経済情勢や価値観の変化により、公共サービスに対する市民のニーズも多様化・高度化していますが、行政のみがこれらに対応していくには、質的・量的にも限界があります。市民のニーズも様々なレベル（水準・程度）があり、行政でなければ対応できないものや、市民活動団体や地域コミュニティなどでも対応し得るものなどもあります。

阪神・淡路大震災を契機に、地域活動やボランティア（自ら進んで行う社会奉仕）活動、市民活動などへの参加意識が高まり、活発になってきています。こうした様々な活動を行うまちづくりの主体は、地域社会での新たな公共サービスの担い手として注目されています。

2 策定の目的

(1) 総合計画の推進

本市では、平成19年10月に山口市総合計画を策定しました。総合計画では、将来にわたって持ち続けるまちづくりへの思いや願いとして「心豊かに暮らし続けることができるまちづくり」と「市民が誇りを感じるまちづくり」というまちづくりの基本的な方向を示し、目指す10年後のまちの姿として、「ひと、まち、歴史と自然が輝く 交流と創造のまち 山口」を目標に様々な施策や事業を展開することとしています。

また、まちづくりの進め方として「(1) 住民自治によるまちづくり」「(2) 協働によるまちづくり」「(3) 成果志向型の自治体経営」「(4) 計画的・効果的な施策の推進」という4つの方向性を示しています。そのうち「(2) 協働によるまちづくり」では、行政、住民、市民活動団体、民間事業者など多様な主体がそれぞれの持つ特性を発揮して協働で行う、「市民と行政の協働のまちづくり」を進めることとしています。

(2) 協働を推進するための基本的な計画の明示

市民と行政との協働、または市民同士の協働は、協働すること自体が目的ではありません。様々な主体が協働することによって、より良い公共サービスを提供することが目的です。

このプランを策定し、協働に対する理解を深め、計画的に協働を推進及び実践することにより住み良い豊かな地域社会が実現できるものと考えています。

また、市民と行政がお互いに異なる考え方や手法を学ぶ機会を得ることになり、市における事業の見直しや市職員の意識改革につながります。

(3) 協働推進体制の土壌づくりと協働のガイドライン

このプランは、協働の基本的な考え方、地域コミュニティや市民活動団体など公共の担い手となる主体への活動支援や環境整備、協働による事業のあり方など、地域社会を支える担い手の育成と地域社会における協働推進体制の土壌づくりに主眼を置いています。

市民と行政双方が、これまでの行政主導や行政依存のまちづくりから協働という視点に意識変革するには、一定の時間と費用も必要となります。このプランでは、「地域社会において、市民が参加する多様な主体が公共的なサービスを協力して行う状態」である『地域協働』に焦点を絞り、具体的な進め方を示すことにしています。

3 協働推進プランの位置づけ

山口市総合計画には10年後の目指すまちの目標が掲げてあります。その目標の実現に向けたまちづくりの基本的な進め方として、「市民と行政の協働によるまちづくり」を推進することとしています。その基本的なルールを定めた「山口市協働のまちづくり条例」が平成21年4月から施行されます。

協働推進プランは、この条例の施行にあわせて、条例の理念である市民の参加と協働によるまちづくりを着実に進めるために、総合的かつ計画的な施策として策定します。

また、山口市市民活動推進支援基本方針（平成19年3月策定）を協働推進プランに引き継ぎます。



4 計画期間

このプランの計画期間は、山口市総合計画との整合性を図り、平成21年（2009年）度から平成29年（2017年）度までの9年間としますが、今後の協働の状況や社会情勢等を踏まえ、総合計画の中間年度である平成24年度を目途に見直すこととしています。

また、このプランの実行計画は、推進方針で定めた方向性に沿った推進項目の年度ごとの実施内容等を明らかにしたもので、平成21年度から平成24年（2013年）度までの4年間を計画期間としています。推進項目の内容については、毎年度実施状況等を評価し、見直すこととします。なお、実行計画の中には平成20年度から検討又は一部実施している事業や取組みもありますので、平成20年度から記載しているものもあります。

